

## 「運転経歴証明書交付済シール」のご案内

- ★ 「運転経歴証明書交付済シール」を取得すれば、お持ちのマイナンバーカードを便利に活用できます！！
- ★ シールをマイナンバーカードと一緒に提示すれば、運転経歴証明書本体がなくても、**運転経歴証明書が交付済であることが証明できます。**

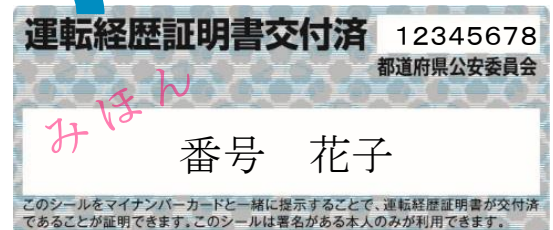
### シールの使い方

- 1 シールに記載されている**氏名**と、運転経歴証明書に記載されている**氏名**が同じことを確認してください。
- 2 お持ちの**マイナンバーカードケースの裏面に貼って**、マイナンバーカードと一緒に携帯してください。  
※ 運転経歴証明書やマイナンバーカードには貼らないでください。
- 3 バスやタクシーの割引等、サービスの提供を受けようとする際に、**マイナンバーカードと一緒に提示**してください。

<マイナンバーカードケース（裏面）のシールを貼る箇所>



ケースのマス目が3列であれば、1列目以上の黄色部分に、2列であれば、マス目より上の黄色部分に貼ります。



### 注意事項

- シールは、署名がある本人のみが利用できます。
- シールは、貼り付けた後、はがすと再使用できない構造になっています。マイナンバーカードケースに貼る際にはご注意ください。
- シールをなくしたり、破れたり又は見分けがつかなくなったときは、再交付を受けることができます。再交付を受けたい方は、シールの交付窓口にご相談ください。

神奈川県警察

お問合せ先：神奈川県警察運転免許センター（☎045-365-3111）

# 「運転経歴証明書交付済シール」の貼付方法について

## 1.

マイナンバーカードをカードケースに入れます。

### 【注意】

マイナンバーカードに直接貼らないこと

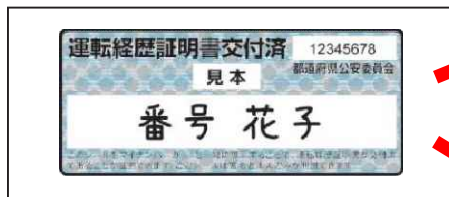


## 2.

運転経歴証明書交付済シールに署名します。

### 【注意】

油性ペンを使用すること



マス目が2列の場合  
マス目より上に貼る

## 3.

カードケース裏面の右図破線部分へ貼り付けます。

### 【注意】

シールの接着面に触らないこと。ケースのホコリや油分、手垢などの汚れを拭き取ってから貼付すること



マス目が3列の場合  
マス目より上に貼る

一度貼ると、剥がせません。

貼り位置がずれないようにご注意ください。

## 4.

貼付後、シールを上からしっかりと押して圧着してください。

